**指定短期入所生活介護（共生型短期入所生活介護）事業所　指定申請の手引き**

**１ 指定要件の概要**

短期入所生活介護事業所の指定を受ける場合には，介護保険法上，次の要件を満た

していることが必要です。

なお，障害福祉サービスにおける指定短期入所事業所の指定を受けた事業所（障害

者支援施設の併設事業所及び空床利用型事業所において事業を行う者に限る。）が，共生型居宅サービスの特例により指定を受ける場合には，「２ 共生型短期入所生活介護の基準」を確認してください。共生型居宅サービスの特例による指定を不要とする場合は，次の要件を満たしていることが必要です。

(1) 都道府県の条例で定める者（法人）であること。

営利法人，非営利法人を問わず，法人格を有していれば要件を満たすことになり

ます。

ただし，法令により事業を実施できない法人や所轄庁の許認可が必要な場合があ

ります。

(2) 人員基準を満たすこと。

① 管理者

・事業所ごとに，常勤・専従の管理者を置かなければなりません。ただし，管理上支障がない場合は，当該事業所の他の職務又は他の事業所等の職務に従事することができます。

※「常勤」とは，当該事業所において就業規則等で定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は32時間を基本とする）に達している者のことであり，正規職員であるか非正規職員であるかは問いません。

② 医師

・週２回程度以上勤務する医師が１人以上必要です。

③ 生活相談員

・利用者が100人又はその端数を増すごとに常勤換算方法（従業者の勤務延時間数

を常勤従事者が勤務すべき時間数で割る算出方法。小数点第２位以下切捨て）で

１人以上の生活相談員が必要です。

・生活相談員のうち１人以上は常勤でなければなりません。

※ただし，利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては，常勤としない

ことができます。

・生活相談員は，次に掲げるいずれかの資格が必要となります。

・社会福祉士

・介護福祉士

・介護支援専門員

・社会福祉主事

・精神保健福祉士

④ 介護職員又は看護職員（看護師，准看護師）

・利用者数が３又はその端数を増すごとに常勤換算方法で１人以上の介護職員又は

看護職員が必要となります。

・介護職員又は看護職員のうち少なくとも1人以上は，常勤としなければなりませ

ん。

※ただし，利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては，介護職員及び

看護職員のいずれも常勤としないことができます。

・看護職員を配置しない場合も，利用者の状態像に応じて必要がある場合には，病

院，療所又は指定訪問看護ステーション(併設事業所にあっては，当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下この章において「併設本体施設」という。)を含む。)との密接な連携により看護職員を確保しなければならない。

・令和３年度報酬改定により，無資格の全ての従業者に対し，**認知症介護基礎研修**

**を受講させるために必要な措置をとることが義務づけ**されました。（令和６年３

月31日までの経過措置期間あり。期間中は無資格者でも就業可能。）

また，事業所が新たに採用した従業者に対する当該義務付けの適用については，

採用後１年間の猶予期間が設けられます。（同じく令和６年３月31日までは努力

義務。）

・上記の基準を満たしたうえで，以下のとおり勤務体制を確保すること。

**【従来型事業所（多床室，従来型個室）】**

・夜間及び深夜（昼間を除く16時間）は，介護職員又は看護職員を利用者の数が25

人以下の場合は１以上，26～60人以下は２以上，61～80人以下は３以上，81～100

人以下は４以上，101人以上の場合は４に利用者数が100を超えて25又はその端数

を増すごとに１を加えて得た数以上配置すること。

**【ユニット型事業所】**

・ユニットリーダー研修を受講した常勤のユニットリーダーを２名以上配置するこ

と（ただし，２ユニット以下の事業所は１名でよい。また，ユニット型特別養護

老人ホーム等に併設されている場合は，合計２名以上の研修受講者が配置されて

いればよい。）

・昼間は，ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

・夜間及び深夜（昼間を除く16時間）は，２ユニットごとに１人以上の介護職員又

は看護職員を配置すること。

・ユニットの定員が10名を超える場合は，以上の基準を満たすほか，ユニット型指

定短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護

師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

⑤ 栄養士

・１人以上必要です。

※利用定員が40人以下の事業所については，隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄

養士の兼務等により適切な栄養管理が行われる場合は，配置しないことができま

す。

⑥ 機能訓練指導員

・利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う機能

訓練指導員を１人以上配置しなければなりません。

・機能訓練指導員は，次に掲げるいずれかの資格が必要となります。

・理学療法士

・作業療法士

・言語聴覚士

・看護職員（正看護師又は准看護師）

・柔道整復師

・あん摩マッサージ指圧師

・はり師（一定の実務経験を有する者）※１

・きゅう師（一定の実務経験を有する者）※１

※１ はり師及びきゅう師については，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，看

護職員，柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員

を配置した事業所で６月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。

※利用者の日常生活や行事等を通じて行う機能訓練であれば，上記資格を有しない生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えありませんが，その場合であっても機能訓練指導員（有資格者）は必ず配置しなければなりません。

⑦ 調理員その他の従業者

・短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数を配置すること。

(3) 設備・運営基準に従い適正な運営ができること。

① 利用定員

・20人以上（特別養護老人ホーム等に併設された場合を除く）

・制度改正により，従来型とユニット型はそれぞれ別事業所として指定されることとなったため，従来型とユニット型が混在する単独型事業所は，それぞれの利用定員が20人以上であることが必要です。（制度改正前に一部ユニット型として指定を受け，従来型とユニット型の合計利用定員が20人以上の場合を除く）

② 設備基準

・次の施設・設備を設けること（詳細は別紙基準で確認してください）

※指定後に事業所の所在地を移転（変更）する場合も，設備基準は同じです。

**【従来型（多床室，従来型個室）及びユニット型事業所共通】**

・事務室，医務室，調理室，洗濯室（場），汚物処理室，介護材料室

・廊下：幅1.8ｍ以上（中廊下は2.7ｍ以上）

・常夜灯：廊下，便所その他必要な場所に設けること。

・傾斜路又はエレベーター：居室，機能訓練室，食堂，浴室及び静養室が２階以上の階にある場合に設けること。

・消防設備その他非常災害に際して必要な設備を設けること（消火器，スプリンク

ラー等）。

・特別養護老人ホーム等に併設された事業所の場合，両施設・事業所の効率的運営

が可能であり，かつ，利用者の処遇に問題がないときは，特別養護老人ホーム等

の設備（居室を除く）を利用することができます。

**【従来型事業所】**

・居室，食堂，機能訓練室，浴室，便所，洗面設備，静養室，面談室（相談室），

介護職員室，看護職員室

※ 主な施設・設備の基準

・居室：定員は１室４人以下とし，１人あたりの床面積は10.65㎡以上

・食堂及び機能訓練室：それぞれ必要な広さを有し，その合計面積が３㎡に利用者

定員を乗じて得た面積以上（有効面積とし，建物の構造上撤去できない柱や備付

けの収納設備等は含めない。また，事務室や相談室への出入りに機能訓練室を通行するときは，通路（幅１ｍ）として有効面積から除外すること。）

**【ユニット型事業所】**

・ユニット（居室，共同生活室，洗面設備，便所），浴室，洗濯室（場）

※ 主な施設・設備の基準

・居室：いずれかのユニット（利用定員は原則としておおむね10人以下とし，15

人を超えないものとする）に属し，共同生活室に近接し一体的に設ける（共同生

活室に隣接又は共同生活室に隣接している居室に隣接していること）こととし，

定員は１室１人（夫婦部屋は２人可），１人あたりの床面積は10.65㎡以上

・共同生活室：ユニットごとの利用定員に２㎡を乗じて得た面積以上

③ 運営基準

運営基準については，「介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及

　　　び運営に関する基準等を定める条例（平成24年茨城県条例第66号）」及び「介護

　　　保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定め

　　　る条例施行規則（平成25年茨城県規則第34号）」を参照してください。

なお，ユニット型の介護報酬は，単に個室にするだけでなく，共同生活室等の

ユニット型に必要な設備を設けるほか，ユニットケアに必要な職員の勤務体制を

確保したうえ，ユニットケアサービスを提供している場合に算定可能となります。

**２ 共生型短期入所生活介護の基準**

共生型短期入所生活介護は，指定短期入所事業所（障害者支援施設（障害者総合

支援法第29条第１項に規定する指定障害者支援施設をいう。）の併設事業所及び空床利用型事業所において事業を行う者に限る。）が，要介護者に対して提供する指定短期入所生活介護をいうものであり，共生型短期入所生活介護事業所が満たすべき基準は，次のとおりであること。

(1) 従業者の員数及び管理者

① 従業者

指定短期入所事業所の従業者の員数が，共生型短期入所生活介護を受ける利用者（要介護者）の数を含めて当該指定短期入所事業所の利用者の数とした場合に，当

該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。

この場合において，昼間に生活介護を実施している障害者支援施設の空床利用型

又は併設型の指定短期入所事業所の従業者については，前年度の利用者の平均障害支援区分に基づき，必要数を配置することとなっているが，その算出に当たっては，共生型短期入所生活介護を受ける利用者（要介護者）は障害支援区分５とみなして計算すること。

② 管理者

指定短期入所生活介護の場合と同趣旨ですので，本手引きの「１（２）①管理者」

の項目を参照してください。

なお，共生型短期入所生活介護事業所の管理者と指定短期入所事業所の管理者を

兼務することは差し支えありません。

(2) 設備に関する基準

指定短期入所事業所の居室の面積が，当該指定単期入所事業所の利用者（障害者

及び障害児）の数と共生型短期入所生活介護の利用者（要介護者）の数の合計数で

除して得た面積が９．９平方メートル以上であること。

その他の設備については，指定短期入所事業所として満たすべき設備基準を満たしていれば足りるものであること。

なお，当該設備については，共生型サービスは要介護者，障害者及び障害児に同

じ場所で同時に提供することを想定していることから，要介護者，障害者及び障害

児がそれぞれ利用する設備を区切る壁，家具，カーテンやパーティション等の仕切りは不要であること。

(3) 指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から，指定短期入所事業所が要介護者の支援を行う上で，必要な技術的支援を受けていること。

(4) 運営に関する基準

① 運営基準

短期入所生活介護等の運営基準の規定は，共生型短期入所生活介護に準用されま

す。運営基準については，「介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及

び運営に関する基準等を定める条例（平成24年茨城県条例第66号）」及び「介護保

険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条

例施行規則（平成25年茨城県規則第34号）」を参照してください。

② 利用定員

指定共生型短期入所生活介護の利用定員は，指定短期入所の事業の専用の居室の

ベッド数と同数とすること。つまり，指定短期入所事業所が，併設事業所の場合は

指定短期入所の専用の用に供される居室のベッド数，空床利用型事業所の場合は指

定障害者支援施設の居室のベッド数となります。例えば，併設事業所で利用定員20

人という場合，要介護者と障害者及び障害児とを合わせて20人という意味であり，

利用日によって，要介護者が10人，障害者及び障害児が10人であっても差し支えあ

りません。

**３ 申請の流れ**

(1) 事前協議

・施設設備の改修が必要な場合や事業所として不適な場合がありますので，必ず事

前協議で当該建物が指定基準を満たすか確認を受けてから申請を行ってくださ

い。

※指定後に事業所の所在地を移転（変更）する場合も，必ず事前協議で当該建物が

指定基準を満たすか確認を受けてから移転（変更）して下さい。

・事前協議は，市担当（介護保険課指導係　電話：0297-23-2913）にご予約のうえ，

「事業所周辺の住宅地図」と「事業所の図面（施設設備の面積及び使用用途を明示したもの）」等をご持参願います。

・建設・設計事務所及びコンサルタント会社等の同席は可能ですが，必ず，事業を実施する事業主が，事業内容をご説明願います。

・市都市計画課にも必ず事前説明及び確認を行ってください。（土地及び建物の使

用制限，または，開発許可等が必要な場合がありますので，事前に確認しておく

こと。）

・建築関係法令等に係る手続きについては，県西県民センター建築指導課と協議し

てください。

・消火設備その他非常災害に際して必要な設備及び消防計画等に関しては，所管す

る消防署に確認してください。

・食事を提供する場合にあっては，つくば保健所に確認を行ってください。

・建設に係る近隣とのトラブルも散見されますので，事業所予定地周辺に民家等が

ある場合，周辺への説明をきちんと行って理解を得ておいてください。

(2) 申請書提出

・**申請から指定までの標準処理期間は３０日**ですので，事業開始を予定する日の３０

日前までに，申請書類を全て揃えて提出してください。申請書類が揃っていない場

合，審査できません。

・申請受付後，審査のうえ問題がなければ指定の処理を行い通知します。

・書類に不備がある場合等は，審査期間が30日を超える場合があります。

・申請に修正しがたい不備がある場合，または指定が適当でないと認められる場合

等は申請書類を返戻する場合があります。

・介護保険サービスの実施にあたって，所轄庁の許認可が必要な法人（社会福祉法

人，医療法人等）については，各手続きを済ませた上で，申請書類を提出してく

ださい。

**４ 申請に必要な書類**

指定短期入所生活介護事業所に係る指定の申請を行う場合は，次の書類を常総市長に１部提出します。書類は原則としてA４判で統一してください。（Ａ４判より小さい書類は余白を設け，大きい書類はＡ３判とするか，縮小してＡ４判とすること。）

1. 指定居宅サービス事業所　指定介護予防サービス事業所　介護保険施設　指定

（許可）申請（第１号様式）

1. ・付表 8－1　短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所の指定に係る記載事項（単独型）

・付表 8－2　短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所の指定に係

る記載事項（空床利用型・本体施設が特別養護老人ホームの場合の併設事業所型）・付表 8－3　短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所の指定に係る記載事項（空床利用型・本体施設が特別養護老人ホーム以外の場合の併設事業所型）※１ 共生型短期入所生活介護として申請する場合も，付表8－1を使用してください。

(3) 添付書類

① 申請者の登記事項証明書又は条例等

登記事項の「目的」には，介護保険法に基づく短期入所生活介護事業を実施する旨（介護予防短期入所生活介護事業を実施する場合にはあわせてその旨）が規定されていることが必要です。

② 勤務形態一覧表（参考様式１)

・管理者及び従業員全員の勤務する時間数等を記載してください。

・資格が必要な職種は，資格証等の写しを添付してください。

・従業員（常勤・非常勤問わず）について，雇用契約書，辞令等の法人との雇用

関係を証明できる書類の写しを添付してください。

・機能訓練指導員が一定の実務経験を有するはり師・きゅう師の場合は，６月以

　　　　上機能訓練指導に従事した事業所による，実務経験を証明する書面（従事した

　　　　事業所の管理者による証明書など。）を資格証の写しとあわせて提出して下さ

い。

　　　※介護保険課の職員が従業員の方に，勤務実態の確認を行うことがあります。

③ 事業所の平面図（参考様式２）

・用途，面積，備品の配置等を明示したA４判又はA３判のものを添付してくだ

　　　さい。

・既存の平面図があれば，それに加筆して提出しても差し支えありません。

・事業所が賃借物件である場合には，賃貸借契約書類の写しを添付してください。

④ 設備・備品等一覧表（参考様式３）

基準上設置が必要な設備等のうち「付表」及び「事業所の平面図」に記載した項目以外の事項について記載してください。

⑤ 運営規程

次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定め，添付してくだ

さい。

**【従来型事業所（多床室，従来型個室）】**

一 事業の目的及び運営の方針

二 事業所の名称及び所在地

三 従業者の職種，員数及び職務の内容

四 利用定員（共生型短期入所生活介護の利用定員）（従来型特別養護老人ホー

ムの空床利用のみ場合は記載不要）

五 指定短期入所生活介護（共生型短期入所生活介護）の内容及び利用料その他の費用の額

六 通常の送迎の実施地域

七 サービス利用に当たっての留意事項

八 緊急時における対応方法

九 非常災害対策

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 その他運営に関する重要事項

**【ユニット型事業所】**

一 事業の目的及び運営の方針

二 事業所の名称及び所在地

三 従業者の職種，員数及び職務の内容

四 利用定員（共生型短期入所生活介護の利用定員）（ユニット型特別養護老人ホームの空床利用のみ場合は記載不要）

五 ユニットの数及びユニットごとの利用定員（同上）

六 指定短期入所生活介護（共生型短期入所生活介護）の内容及び利用料その他

の費用の額

七 通常の送迎の実施地域

八 サービス利用に当たっての留意事項

九 緊急時における対応方法

十 非常災害対策

十一 虐待の防止のための措置に関する事項

十二 その他運営に関する重要事項

⑥ 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要（参考様式４）

⑦ 事業開始から１年間の事業計画書及び収支予算書（ただし，法人の会計年度で

作成する場合は，当該介護保険事業の開始から１年の期間を含んだ事業年度の事業計画書及び収支予算書として差し支えありません。）

⑧ 損害賠償事故発生時に対応が可能であることが分かる書類（損害保険証書の写

し等）

⑨ 協力医療機関の概要及び契約の内容に関する書類

・緊急時に対応可能な医療機関（事業所から近距離にあることが望ましい）と協力

体制をとり，その契約書等の写し及び当該医療機関の概要を記載した書類を提出

してください。

⑩ 誓約書（参考様式６及び別紙①。介護予防短期入所生活介護の場合は別紙⑤）

⑪ 返信用の封筒（A4用紙を横三折にしたサイズが入る定型内の封筒に84円分の切手を貼付してください。指定通知書を折らずに受け取ることを希望する場合は，A4用紙が折らずに入る定形外の封筒に，120円分の切手を貼付してください。いずれの場合も，返信先の事業所名，郵便番号，所在地，あて名等を記載してください。）

⑫ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書，介護給付費算定に係る体制等状

況一覧表，添付書類（加算の種別ごとに必要な書類）

⑬ 特例による指定を不要とする旨の申出書（第２号様式）※２

※２ 障害福祉サービスの指定短期入所事業所の指定を受けた事業所が，共生型居宅サービスの特例による指定を不要として，指定申請する場合に提出して下さい。

⑭ 障害福祉サービス（指定短期入所事業所の指定を受けた事業所（障害者支援施

設の併設事業所及び空床利用型事業所において事業を行う者に限る。））の指定

の指令書又は指定更新の指令書の写し（共生型短期入所生活介護として申請する

場合）

⑮ 指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から，指定短期入所事業所が要

介護高齢者の支援を行う上で，必要な技術的支援を受けていることが分かる書類。

（技術的支援を受けている事業所名及び事業所所在地，具体的な技術的支援の内

容を説明する書面）（共生型短期入所生活介護として申請する場合）

(4) 指定介護予防短期入所生活介護の指定を同時に受けるときの特例

指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合，指定介護予防短期入所生活介護事業所の申請に係る書類は，(1)，(2)，(3)の⑩を除き省略することができます。

**５ その他**

(1) 事業を計画される際には，介護保険法及びその関連通知等を十分御理解のうえ取り組まれるようお願いします。

※ 介護保険法令や上記通知等の具体的な内容については，一般の書籍やインターネット（厚生労働省ホームページhttp://www.mhlw.go.jp/）等を御参照ください。

(2) 全国の介護保険事業所や制度改正等に関する情報は独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉，保健・医療の総合情報サイト「ワムネット」（http://www.wam.go.jp/）でも提供されていますのでご参照ください。

(3) 事業所の指定等に関する様式は常総市ホームページの下記アドレスからダウン

ロードできますのでご活用ください。

<https://www.city.joso.lg.jp/kurashi_gyousei/jigyousha/kaigo/kaigojigyousha/jyutaku_yobou.html>

(4) 介護保険法による指定申請のほかに，老人福祉法に基づく届出が必要です。

・特別養護老人ホーム等の他の施設を共有する場合

→『老人居宅生活支援事業の開始届（様式1号）』

・単独で施設を設置する場合

→『老人デイサービスセンター等設置届（様式４号）』

※ 事業開始日より前に，茨城県保健福祉部長寿福祉推進課介護基盤整備グループに提出してください。

※ 届出様式は茨城県ホームページの下記アドレスからダウンロードできますのでご活用ください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/yoshiki/kurashi/koreisha/fukushi/index.html>

※ 添付書類等については，届出様式を確認してください。

(5) 事業者には，法令遵守等の業務管理体制の整備及び届出が義務付けられています。事業者が整備すべき業務管理体制は，指定又は許可を受けている事業所等の数に応じ定められており，業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を決められ

た行政機関に届け出ることが必要です。

当市において居宅サービスを実施する事業者のうち，届出をしていない事業者は，下記の厚生労働省ホームページを参考に，決められた行政機関に届出書を提出してください。

〇厚生労働省ホームページ（介護サービス事業者の業務管理体制整備に関する届出に

　ついて）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/service/annai.html>

**６　申請書の提出方法**

持参，郵送，メール又は電子＠連絡帳により以下の提出先まで提出してください。

**７　お問い合わせ・申請書提出先**

　　〒３０３－８５０１

　茨城県常総市水海道諏訪町３２２２番地３

　常総市福祉部介護保険課　指導係

　ＴＥＬ　０２９７－２３－２９１３

　ＦＡＸ　０２９７－２０－１９００

　E-mail kaigosido@city.joso.lg.jp

※ 事業所開設にあたって直接相談を希望される場合は，上記の問い合わせ先にてお受け

しますが，その場合は必ず電話により予約をしたうえでお越しください。

なお，申請者の独自判断によって，指定前に事業所を建設・賃貸等するなどして経費

が発生した場合でも，指定基準を満たさない場合は，指定できませんので，あらかじ

め了解願います。（不明な点がある場合は，必ず事前確認をしてください。）